日本共産党名古屋市会議員 柴田民雄
昭和区市政ニュース

No. 42
[2016/3/6 発行]

発行　日本共産党名古屋市会議員団 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 名古屋市役所東庁舎 3F Tel 052-972-2071
名古屋市会議員柴田民雄事務所 〒466-0849 昭和区南分町 3-3 Tel 052-858-3255 Fax 052-858-3256
tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata_pin / www.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を
mtouroku@tamio.jcpweb.net
に空メールを送信するだけ！

市議報酬引き上げ・定数削減条例案3/8に本会議採決
強行か！勝手に採決するな！の声を上げてください！

3月2日(水)に行われた理事会にて、自民・民主・公明の3会派が共同で提出する市議報酬1.8倍引き上げ・市議定数7人減の条例案の取り扱いについて、3月8日(火)の本会議において、個人質問が終了後、上程。そのまま委員会に付議することなく、その場の審議のみでそのまま採決を行ってしまう方針が、多数決で強行されました。この取り扱いについて最終的には議会運営委員会に提案され、決定することになりますが、3月2日(水)に行われた議会運営委員会では、そのことは議題とされず、3月7日(月)9:30に開催される議会運営委員会で諮ることになりました。ここで多数決を強行されれば、委員会に付議されることなく、3月8日(水)の本会議で採決されることになってしまいます。まさに世論が高まる前に、「勝手に」決めてしまおうという目論見にほかなりません。

日本共産党市議団は、まず所管する総務環境委員会に付議して、慎重に審議すること。そして、議員だけで勝手に決めず、市民の声を聞くために、参考人制度、公聴会制度を利用することを求めています。

中日新聞の報道では（左図）「議員提出議案は原則、委員会に付議しない」とされていますが、実際は、意見書議案以外の議員提出議案では、ほとんどのケースで委員会に付議されており、むしろ通常議案の原則どおり委員会審議を行うことが通例となっています。

市長からは、市議報酬800万円を制度値として恒久化する条例案を提出する意向が表明されました。これについては、委員会に付議される方針です。

一方だけ本会議で一気に採決とはバランス的にもおかしな話です。

3月8日(火)を過ぎたら手遅れの可能性が高まっています！「勝手に決めるな！」「市民の声を聞け！」「委員会審議せよ！」の市民の声を大きく上げ、今すぐ！全会派の市会議員に伝えましょう！

（コラム「上を向いて歩こう」はお休みします）

中日 3/2

委員会審議せず

名古屋市議報酬増で3会派

名古屋市議の年八百万円の報酬見直しをめぐり、市議会の自民、民主、公明の三会派は、報酬増額の条例案を委員会で審議せず、本会議での討論、採決で結論を出す方針を固めた。これに対し、河村たかし市長は「民意を踏まえなければ、できるだけのことをする」と、年八百万円の恒久化条例案を提出する構え。二日の議会運営委員会で双方が説明する。

市長、対案提出へ

市議会では、議員提出議案は原則、委員会に付議しないとの申し合わせがある。この慣例に従い、主要三会派は八日にも条例案を、開会中の定例会に提出する見通しだ。

ただ、二〇一一年に全会一致で年八百万円に削減する特例条例案を可決した際は、改選直後の議会で条例立案の議論や提案説明が十分でないとされ、委員会で四日間、審議した。

一方、河村市長は一日、年八百万円の恒久化について市特別職報酬等審議会から「市長の政治理念に基づくもので、報酬審の審議になじまない」との答申を受けた。審議会への諮問は、条例案を提出するために必要な手続きとなる。

現状では主要三会派で定数の三分の二に当たる五十議席を占めているため、報酬増額条例案の可決は濃厚だ。

市長は記者団に「第三者委員会や市民説明会を経て、議員さんの報酬は市民が決めたと納得できなければ恒久化条例案を提出せざるを得ない」と話し、議会が説明責任を果たすよう求める。

市会議員柴田民雄活動日誌

- 25(木)：本会議，質問準備
- 26(金)：総務環境委員会
- 27(土)：集団的自衛権行使に反対する昭和区の会署名行動[八事]，ピースアンサンブル
- 28(日)：手をつなぐ育成会フライングディスク競技会，あいち民研中学生の自殺はなぜ続くのか
- 29(月)：総務環境委員会，保育カフェ
- 3/1(火)：定例朝宣伝[八事日赤駅]，総務環境委員会
- 2(水)：総務環境委員会，市職労と懇談

無料法律相談のご案内

柴田民雄事務所にて、協力弁護士と初回無料で法律相談ができます【予約制・30分】

- 第2金曜日：午後2時～4時
- 第4火曜日：午後6時～8時

3月11日(金)午後2時～4時
3月22日(火)午後6時～8時
4月8日(金)午後2時～4時
4月26日(火)午後6時～8時
予約電話：052-858-3255

生活相談は随時受付中です

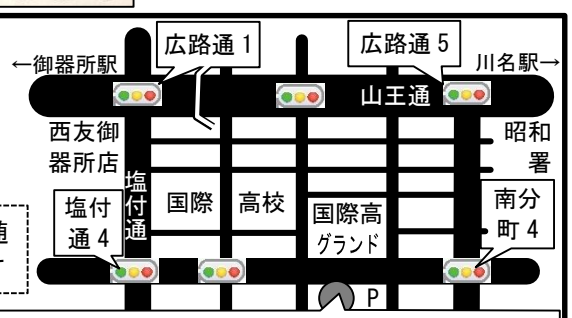

柴田民雄事務所 昭和区南分町3-3 tel 052-858-3255
御器所駅から徒歩11分・川名駅から徒歩11分（事務所の駐車場はありませんが、東隣に名鉄協商コインパーキングがあります）